

釧路水試だより

54



建設中の釧路水試分庁舎

- 釧路水試分庁舎の概要
- 羅臼町水産加工業の現状と今後の課題
- 北海道昆布漁業略年表（1）
- 道東沿岸に生息するウニ
- 本年度の新規事業について
- 退職および転・着任のご挨拶

昭和 60 年 10 月

北海道立釧路水産試験場
道 東 水 産 研 究 会

釧路水試分庁舎の概要

加工部

水産試験場では、最近の道内水産業界を取り巻く諸情勢の変化に対応するため、昭和五十四年から水産試験場の体制整備について討議を進めてきました。その結果、加工部門については釧路を重点に、余市、紋別の三箇所に人員、設備などを集約、整備する方向が打ち出されました。この方針に基づき、加工部門の最重点箇所となる釧路水試では、加工試験研究施設として、分庁舎の建設が第一期工事として六十年度で、建物を除く外装工事が第二期工事として六十一年度で、また、新規備品の購入についても、六十年度と六十一年度で進められることになりました。ここでは現在建設が進められている分庁舎について、新規購入予定の備品も含めてその概要を紹介します。

1) 分庁舎の建設地およびその予算規模

分庁舎は釧路市副港にある現庁舎と臨港線をはさんで市街地側に約三〇〇m程離れた、仲浜町四番二十五号、敷地面積三九八二m²の土地(図一)で建設が進められています。また、この分庁舎の建設にかかる予算は、第

一期工事分として、用地取得費一億五五三〇万円、建設工事費五億四二五八万円および六十年度の新規備品購入費として一億一四〇〇万円の予算が組まれております。

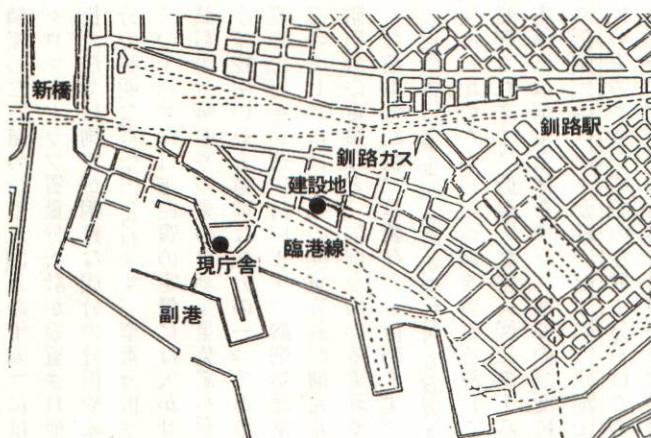


図1 分庁舎の建設地

3) 研究棟の概要

研究棟の玄関に入るとすぐ右側にショールーム(図三の一)が設けられ、研究成果の普及や各地の水産加工品の紹介に利用されます。研究員室(図三の二)は研究員十四名および事務職員一名分の執務スペースがあり、各自の執務机は総てここに置かれます。仮眠室(図

本館は研究員室、会議室、図書室および各種化学実験室を含む二階建の研究棟とこれに併設する、総合処理場および各種加工実験室を含む平屋の加工実験棟から成り、総床面積一六六〇m²の建物です。この他、車庫、倉庫、危険物庫および排水処理施設なども合わせて建設されます。(図二)



三の三）には仮眠用のベットが二台置かれ長時間に及ぶ加工試験や各種実験に際しても支障を来さないようになっています。会議室（図三の六）は五十二・五坪の広さで、三十名程度までの会議が行え、また、隣接する図書室との壁は撤去が可能なスライディングウォールとなっており、三十名以上の会議にも対応できるようになっています。図書室（図三の七）には、水産に関する図書や学会誌などの文献の他、電話回線により国内および国外の水産関連研究機関の報告や学会誌などからの文献検索が瞬時にできる情報検索用端末機が導入される予定です。検鏡室（図三の十一）には通常の光学顕微鏡の他、冷凍顕微鏡、実体顕微鏡、走査型電子顕微鏡などが設置され、水産物や加工品の各種条件下でのより詳細な組織学的観察を行います。研究棟の二階には一般実験室として利用及び加工の二実験室（図三の十二、十三）があります。この二つの実験室には試料保存用の低温庫や化学天秤、PHメーター、分光光度計、遠心分離器、物性測定器、各種恒温槽など一般的な化学実験機器が備わり、通常の分析実験や物性の測定あるいはより高度な分析のための試料の前処理などは主にこの二つの実験室で行います。燃焼系実験室（図三の十四）にはガスクロマトグラフ、原子吸光光度計および示差相差熱量計を備え、それぞれ水産物の臭い成分や脂肪酸組成の分析、重金属をはじめとする金属類の定量および熱に対する物理化学的性質の変

化の測定などを行います。またこの実験室に隣接した質量分析室（図三の十五）にはガスクロマトグラフ質量分析計が設置され他の分析方法では測定が困難な成分の分析や未知成分の解明などに用いられます。窒素分析室（図三の十六）には蛋白質の定量には欠かせない試料の分解器や窒素の自動定量装置が置かれ、水産物中の最も重要な成分の一つである蛋白質の定量を迅速に行います。溶剤処理室（図三の十七）には大型の換気装置が備えられ、脂肪分の定量など、溶剤を用いる実験や使用した溶剤の回収、精製などを行います。またこの部屋には重金属廃液処理装置も設置され、実験に用いた有害重金属を含む廃液はここで処理されます。低温実験室（図三の十八）の内部には部屋全体をプラス四℃の温度に保てる低温室ユニットが組み込まれ、常温では変性の進みやすい成分の採取や分析はこの部屋に必要な機器を持ち込んで行います。微生物実験室（図三の十九）には、内部で無菌的に実験操作が行えるクリーンベンチや各種のふ卵器、培養器、恒温恒湿器が置かれ、水産物中の細菌数の測定や各種微生物の性質、加工製品の保藏性などを調べるのに使用されます。

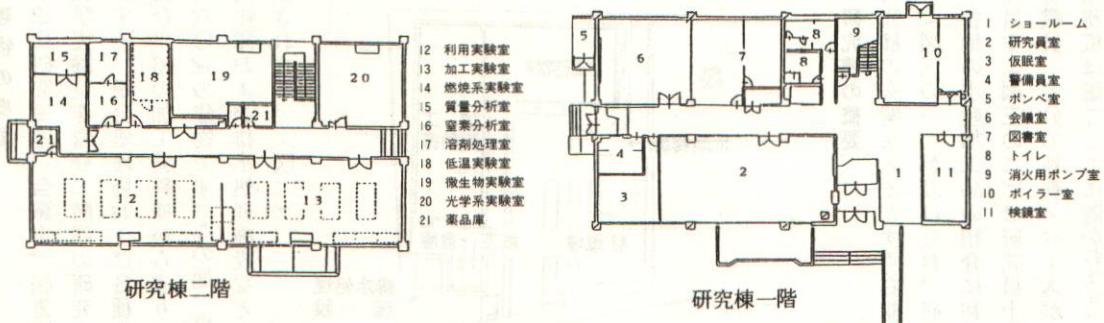


図3 研究棟の平面図

4) 加工実験棟の概要

加工実験棟の中央には総合処理場（図四の一）として一〇〇m²のスペースがとられ、搬入された加工原料の洗浄や裁断、大型のタンクを用いての漬け込みや水さらし処理など広いスペースを必要とする加工処理を行います。またこのスペースには魚肉落し身、すり身、フィッシュミールなどを原料として、従来の加工機械では得られない極めて高い圧力を加えることにより、新しい物性を持つ食品を製造するエクストルーダーも設置されます。冷蔵庫（図四の二）にはマイナス三十五℃、マイナス十五℃および準備室の三つの部屋を設け、原料の冷凍保管や低温での冷凍品の解凍および冷凍すりみの製造試験などに使用されます。また、各冷凍室および内部に置かれた試料の温度は外部から常にモニターできるよう設計されており、この冷蔵庫と併置されマイナス八十℃までの温度が得られるディープフリーザーと合わせ、水産物の冷凍貯蔵試験に際しては同時に三段階の冷凍貯蔵温度が設定できるようになります。総合処理場に隣接したスペース（図四の四）には窒素凍結装置、冷熱風乾燥機および薰製造装置がそれぞれ配置され原料の前処理からこれらの装置を用いる加工処理が一連の作業として行えるようになっています。また各装置にはそれぞれ温度、湿度および風速などを測定するセン

サーや組み込めるようになっており、加工処理条件の管理や加工工程中の各種データの収集が容易に行えます。練り製品実験室（図四の八）には裏ごし機、冷却式や真空式を含む各種らしい漬機およびミキサー、自動スタッフアーナなどが設置され種々の条件下で、すりみから練り製品への一連の作業工程がすべてこの部屋で行えます。熱処理実験室（図四の九）にはガスレンジ、二重釜、蒸し器、フライヤーおよび電子レンジなどが設置され、種々の熱源や加熱方法を用いた加工処理試験を行い

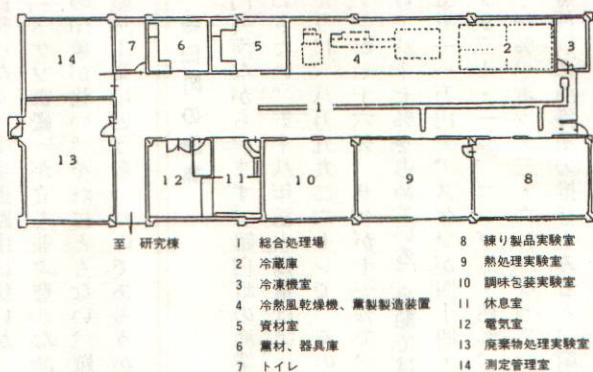


図4 加工実験棟の平面図

ます。調味包装実験室（図四の十）には万能切斷機、スライサー、各種伸展機、シーラーおよび真空ガス充填包装機などが設置され、各種調味加工品の試作や成型、包装についての試験を行います。廃棄物処理実験室（図四の十三）には、大型換気装置が設置され水産廃棄物の処理および利用実験を行います。測定管理室（図四の十四）には化学天秤、PHメーターを始め通常の実験機器が設置され簡単な分析であれば加工処理と平行して、隨時ここで、データが得られます。

以上、現在建設中の分庁舎についてその概略を簡単に紹介しましたが、道財政逼迫の折りにもかかわらず、このような立派な研究施設の建設は、業界の方にも大いに利用していただける“開かれた試験場”という意味もあってのことと、私ども理解しております。

二十一世紀をわずか十五年後にひかえ、水産加工業が漁業とともに本道の基幹産業として安定的に発展し、重要な地場産業としての役割を果たしてゆくため、私どもだけではなく、水産加工業界はじめ関係者のご協力を得ながら、ともに研究開発に努力することが必要と考えます。

新庁舎完成の暁には、関係業界の方々の、より一層のご協力を期待しております。

羅臼町水産加工業の現状と今後の課題

加工部 中村全良

はじめに

水産加工業は漁獲物に保藏性を与え、付加価値を高め、消費者に動物性たん白質である水産物を安定的に供給する担い手として、漁業者と消費者を結ぶ中間的役割を果している。特に、かつて「陸の孤島」といわれた羅臼では漁業と水産加工業はまさに運命共同体であった。すなわち、漁獲物の大部分が塩蔵あるいは魚粕や魚油に処理され、はじめて商品価値をもつた。現在の二次産業としての水産加工業には属さない形態であった。水産加工業としては明治の末には缶詰製造がサケ、マスを原料として行われたり、肝油製造も行われた。昭和十年代には、大正はじめに中断していた缶詰業がケガニ、ハナサキガニを原料に再開された。その後、コンブの加工も行われた。これら製品はいずれも保藏性に問題のないものばかりである。昭和三十年代には、魚類加工場が急増し、大漁貧乏の克服と魚価の安定を図るねらいから、するめや抄き身たら、

抄き身すけその加工が盛んに行われた。また冷凍工場もこの年代に相次いで設立された。

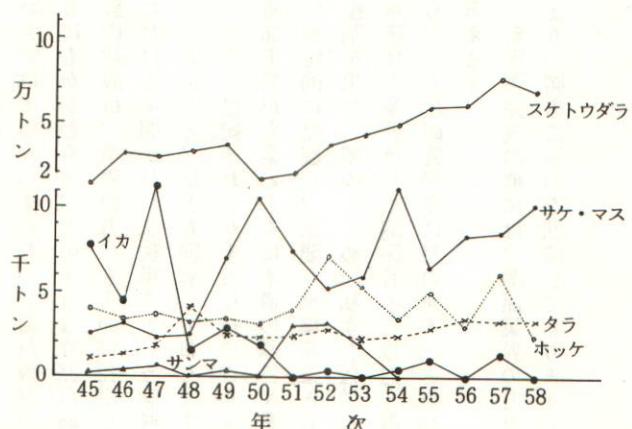
現在、羅臼町は国道標津・羅臼線の整備と五十五年の知床横断道路の開通で「陸の孤島」の面影はなく、多少道路巾は狭いが、いわゆる「スケソ御殿」が立ち並ぶ豊かな漁業の町との印象が強い。それともない、羅臼町の水産加工業はどう変ったのであろうか。

羅臼町の漁業

門外漢ながら、まず、羅臼町の漁業に触れておきたい。五十八年総水揚量は第一表に示すように、八万九九二六トンで、その内訳はスケソが七十六%、サケが十一%で、二魚種だけで八十七%を占めている。金額では一九〇億五五一萬円で、スケソが四十四・六%、サケが三十・一%、コンブ五・四%、メヌケ五・一%、ホッケ三・六%となっている。

魚種別に漁獲量の推移をみると、第一図のように、全漁獲量の3/4以上を占めるスケソは五十年以降、順調に増加している。この海

域はスケソにとって好適な産卵場であり、今のところ流水や時化による操業日数の低下以外、漁獲量の減少要因は考えられない。サケ、マスについても、環境保全、ふ化事業の促進によって、漁獲量の増大はあっても減少することはないであろう。ホッケ、メヌケ、カリイ、タラ、タコなどの資源も、図を見る限り心配なさそうであるが、これらの魚種も日本の領海内では資源的に少なくなっているのは確かという漁業者の話も聞かれる。かつて、オヒョウ、タラ、あるいはサメ、イカなどで



第1図 魚種別漁獲量の推移(資源科鈴内科長提供)

賑わった羅臼町が、それらを獲りつくし、スケソに代った過去の歴史に謙虚に学び、十分な資源管理を行うことにより、安定した漁業的資源状態と関連して、急激に落ち込んでいることである。また、羅臼コンブはだしコンブとして根強い需要に支えられ、今年はナガコンブなどが大量在庫をかかえ、製品価格が低迷している中で、安定した価格を保っている。養殖技術の進歩で、養殖羅臼コンブも出廻っているが、養殖ものの役割が羅臼コンブの生産を安定させることにあることを第一義的に考え、需要を無視した大量生産は天然ものの価格をも低落させることになりかねないことを肝に銘すべきである。

北海道の水産業は二百海里時代に入り、国際規制がますます厳しさを増す中で、スケソ、サケ、マスなどの漁獲量の減少を量的にはイワシの漁獲で補つてきている。しかし、衆知のように、道東イワシはミール以外には加工原料となり難く、各地とも二百海里規制の重圧に喘えいでいる中で、羅臼はこの影響を受けず、むしろこれが有利に働き、恵まれた漁業を開拓している。

羅臼町が、それらを獲りつくし、スケソに代った過去の歴史に謙虚に学び、十分な資源管理を行うことにより、安定した漁業的資源状態と関連して、急激に落ち込んでいることは、イカ、サンマなど洄游性浮魚が全国を営むに足るものと思われる。資源的に問題なのは、イカ、サンマなど洄游性浮魚が全国的資源状態と関連して、急激に落ち込んでいることである。また、羅臼コンブはだしコンブとして根強い需要に支えられ、今年はナガコンブなどが大量在庫をかかえ、製品価格が低迷している中で、安定した価格を保っている。養殖技術の進歩で、養殖羅臼コンブも出廻っているが、養殖ものの役割が羅臼コンブの生産を安定させることにあることを第一義的に考え、需要を無視した大量生産は天然ものの価格をも低落させることになりかねないことを肝に銘すべきである。

第1表 羅臼町魚種別生産高

(単位:トン、千円)

魚種名	羅臼		魚種名	羅臼	
	数量	金額		数量	金額
にしん	0	15	たこ	176	64,855
いわし	69	3,291	なまこ	1	33
さけ	10,154	5,739,642	たらばがに	6	4,295
ます	128	93,337	毛がに	66	21,005
たら	3,359	622,873	花咲がに	—	—
すけとうだら	68,477	8,500,400	その他かに	13	3,894
ほつけ	2,277	687,249	うに	24	337,288
さば	9	1,211	えび	2	7,611
さんま	22	640	その他水産動物	—	—
かれい	1,705	617,665	水産動物計	497	465,492
めぬけ	963	966,087	ほたて貝	41	14,043
まぐろ	0	375	ほっき貝	—	—
ぶり	—	—	その他貝類	316	40,323
さめ	13	210	貝類計	357	54,366
こまい	100	10,226	こんぶ	551	1,033,685
ちか	6	2,698	のり	—	—
おひょう	22	41,762	その他海藻	—	—
その他魚類	1,217	213,890	海藻計	551	1,033,685
魚類計	88,521	17,501,571	合計	89,926	19,055,114
いか	209	26,511			

羅臼町の水産加工業
このように安定した漁業に対し、水産加工業の現状をみると、第二表の水産加工製品生産高が示すように、五十四年から、年々生産

数量、金額とも減少している。これはサンマやイカの漁獲減によつて冷凍品が減少したり、飼肥料工場の閉鎖によるもので、その外の加工の内容はほとんど変っていない。
漁業と加工業との関連を示す指標として、

第2表 市町別加工製品生産高推移

数量:トン 金額:千円

市町村名	年次	54	55	56	57	58
根室市	数量	109,563	97,826	100,022	96,062	104,262
	金額	63,587,504	61,888,968	69,649,685	72,103,569	77,320,933
別海町	数量	4,866	3,344	4,507	3,461	3,741
	金額	3,877,110	2,457,680	3,327,848	2,528,253	2,286,239
標津町	数量	9,400	5,387	5,334	4,759	3,757
	金額	7,552,689	5,887,522	4,231,572	4,961,041	3,769,777
羅臼町	数量	8,901	7,967	6,131	5,873	5,573
	金額	5,689,105	5,066,913	4,229,366	4,772,112	4,538,737
合計	数量	132,730	114,524	115,994	110,155	117,333
	金額	80,706,408	75,301,083	81,438,471	84,367,975	87,915,686

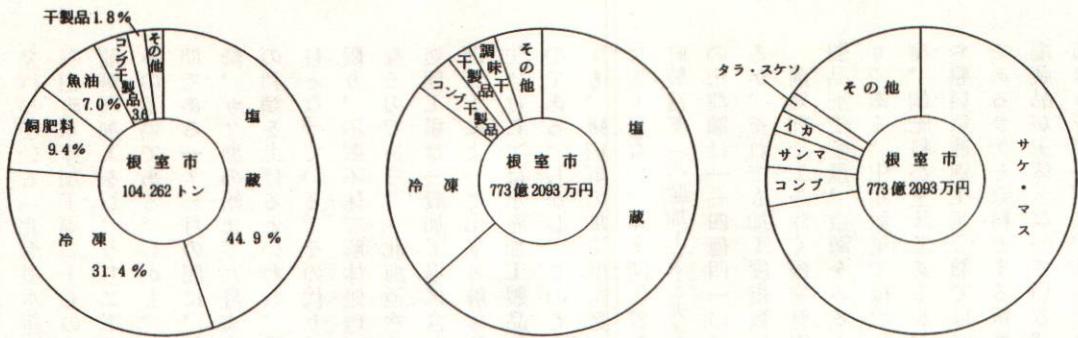
(道統計)

第3表 地域別、加工度指數(58年)

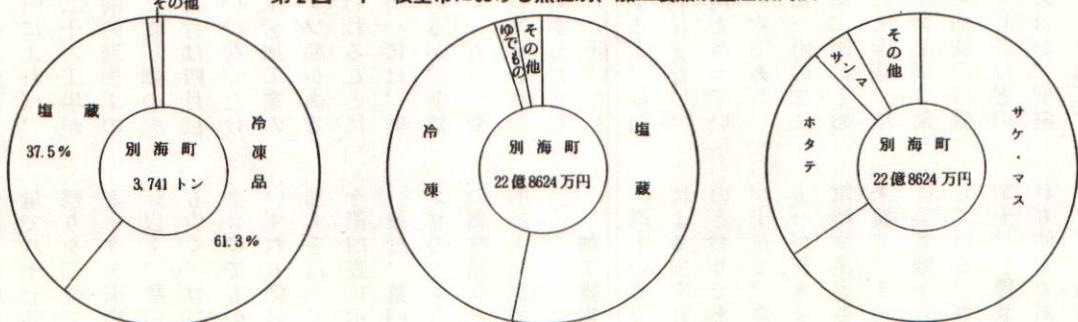
	漁業生産額 億 万円	加工生産額 億 万円	加工度指數
北海道	3712 5214	6420 1867	1.73
石狩	14 5477	7 9222	0.54
後志	250 6042	663 4884	2.65
松山	77 0578	103 2568	1.34
渡島	529 3411	1264 3054	2.39
胆振	94 7410	82 1567	0.87
日高	189 0670	139 8007	0.74
十勝	113 6845	89 7349	0.79
釧路	833 6412	1336 2107	1.60
根室	613 3319	879 1569	1.43
網走	427 6558	761 3410	1.78
宗谷	464 1608	597 1324	1.29
留萌	104 6885	495 6805	4.73
根室市	336 2503	773 2093	2.30
別海町	51 9072	22 8624	0.44
標津町	34 9040	37 6978	1.08
羅臼町	190 2703	45 3874	0.24

漁業生産額に対する加工生産額の比をみると
 第三表のとおりである。全道的には加工度指
 数は一・七三であるが、日本一の魚卵加工地
 帯である留萌は漁獲量は少なく、その代り、
 輸入かずのこや移入生すけこの加工で、四・
 七という値になつていて、ついで、加工の盛
 んな道南を含む日本海側が高い値となつてい
 る。根室支庁は一・四三と全道平均を下廻っ
 ているが、根室市は二・三で、後志、渡島に
 迫り、漁業が不振なだけ、加工に力が入れら
 れているのが推察される。羅臼町は別海町、
 標津町より低い〇・二四という値である。朽

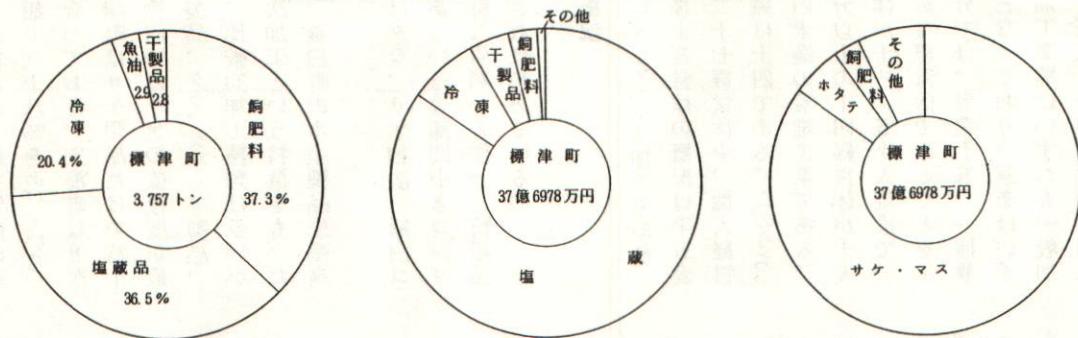
れていながら、羅臼町の水産加工の主体はスケソ前処理加工である。前処理加工はラウンド状(丸のままの魚体)のスケソから頭部と内臓を除去しドレス状のいわゆる「ガラ」と生すけこれを取出す処理法で、「ガラ」は紋別、網走など冷凍すりみ業者を中心とする加工業者へ、生すけ出は留萌、岩内などに紅葉子加工用として、



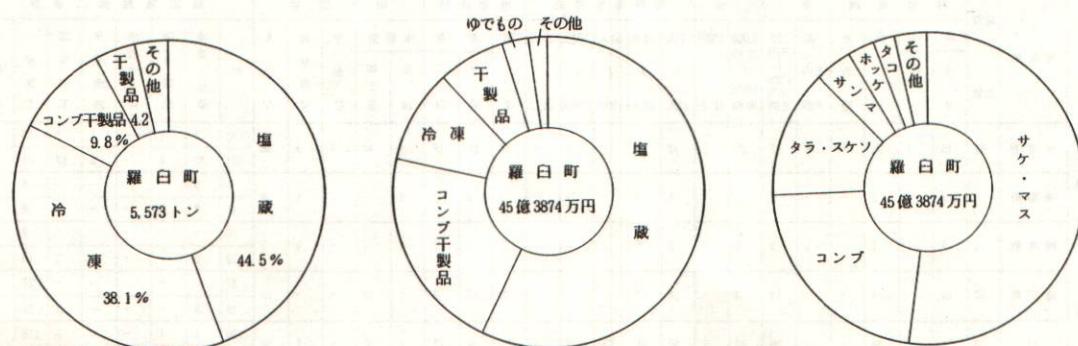
第2図-1 根室市における魚種別、加工製品別生産額内訳



第2図-2 別海町における魚種別、加工製品別生産額内訳



第2図-3 標津町における魚種別、加工製品別生産額内訳



第2図-4 羅臼町における魚種別、加工製品別生産額内訳

仲卸人を通して供給されている。道水産部で発行している「北海道水産現勢」によれば、羅臼町水産加工場二十七の中、二十六工場が前処理加工をし、うち二工場は前処理加工のみの工場である。しかも、スケソウ刺し網の漁期である一・三月の間に、加工業者は四月以降、サケ漁の始まる九月まで食いつなぐだけの利潤を上げるといわれ、羅臼水産加工業の柱となっている。その代り、スケソウ漁がある限り、不眠不休で解体処理に追わることになるのである。「北海道水産現勢」には、前処理工場は一般加工場に含めているが、前処理加工によって出来る解体製品（「ガラ」や生すけ）は水産加工製品には含めていないのである。しかし、このことを考慮したとしても、羅臼町の加工度指数が極めて低いことには変りはない。商業関係資料によると、羅臼町製造業（水産加工業と考えて差しえない）の出荷額は一四億四一〇〇万円となっていが、それでも加工度指数は〇・六である。

前処理加工を除く根室管内一市三町の加工製品別生産量、金額をみると、第二図のとおりである。生産数量では、いずれも塩蔵、冷凍、飼肥料が主体であるが、加工製品別金額や原料魚種別生産金額では、道東地域の特徴であるサケを原料とする新巻やすじこなどの塩蔵品が主体となっている。このほか、根室市はコンブ干製品、サンマ冷凍、イカ加工、

缶詰、各種調味加工が行われ、根室管内の数量で八十七%、金額で八十八%をあげている。残りを三町で分け合っており、別海町はサケとホタテ玉冷。標津町はサケ製品だけで八十%以上。羅臼町は管内ではサケの依存度が最も少く、コンブ干製品、タラ、スケソウ干製品、タコやでものなど、比較的加工種類が多いがいずれも簡単な一次加工という特徴をもった加工を行っている。羅臼町の水産製品生産高を第四表に示す。

最近、羅臼町ではタラ、サケ粕漬、羅臼コンブのウニ合せ、あるいは養殖間引きコンブの調味品など、新鮮な原料から作った特産品的加工品が製品化されはじめている。

加工経営体の概況

道水産部で発行している「水産加工場現勢」による根室管内の加工経営体の概況は第五表のとおりである。二十七経営体中、個人経営が十三で、会社組織は十四である。このうち、十一が資本金一千円未満の零細企業である。常時従業者数も半分以上の十四経営体が十人未満で、十三経営体が十一～五十人規模で、従業者数からも零細な経営体であることを示している。専兼区分では、専業十五、一種兼業十、二種兼業二となつており、兼業はいずれも仲卸である。加工業種はいずれも一般加工で、冷凍冷蔵業を兼ねるのが五、調味加工

缶詰、各種調味加工が行われ、根室管内の数量で八十七%、金額で八十八%をあげている。残りを三町で分け合っており、別海町はサケとホタテ玉冷。標津町はサケ製品だけで八十%以上。羅臼町は管内ではサケの依存度が最も少く、コンブ干製品、タラ、スケソウ干製品、タコやでものなど、比較的加工種類は多いがいずれも簡単な一次加工という特徴をもった加工を行っている。羅臼町の水産製品生産高を第四表に示す。

第5表 加工経営体の概況

支 庁 機 構 室	市 町 村	經 營 體 數	經 營 組 織		資 本 金				常時従事者数					專 業 區 分		加 入 團 體				加 工 業 種 別 工 場 數											
			法 人	個 人	100 萬 円	100 萬 円	1,000 萬 円	1,000 萬 円	1 億 円	1 億 円	1人	11人	51人	101人	301人	專 業 一 種	兼 業 二 種	水 協 會	中 企 法	組 合 自 營	未 加 入	計	冷 凍 ・ 冷 蔵	練 り 製 品	冷 凍 す り 身	水 產 缶 詰	調 味 加 工	一 般 加 工	飼 肥 料		
			合 社	組 合	萬 円	萬 円	萬 円	萬 円	萬 円	萬 円	人	人	人	人	人	業	業	協	會	自	營		85	2	1	-	1	3	76	2	
	根室市	81	45	4	32	-	-	17	27	1	32	36	11	2	-	32	31	18	-	44	5	4	28	85	2	1	-	1	3	76	2
	別海町	8	5	1	2	-	-	4	1	-	1	7	-	-	-	3	4	1	1	-	-	1	6	8	2	-	-	-	-	6	-
	標津町	10	7	1	2	-	1	4	2	-	3	5	2	-	-	7	1	2	1	1	-	1	7	10	-	-	-	-	-	9	1
	羅臼町	27	14	-	13	-	-	11	3	-	14	13	-	-	-	15	10	2	-	12	-	-	15	27	-	-	-	-	-	27	-
	計	126	71	6	49	-	1	36	33	1	50	61	13	2	-	57	46	23	2	57	5	6	56	130	4	1	-	1	3	118	3
																							123	30	2	-	2	13	74	2	

業を兼ねるのが三工場ある。

加工業種も、経営規模もあまり違わない三

十位の経営体にも拘らず、協同、協力意識が薄く、加工組合はあっても休業状態という残念な状態である。

今後の課題

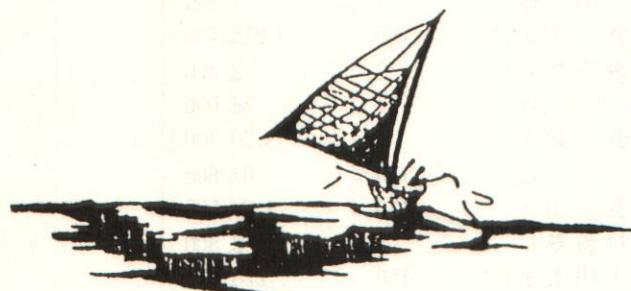
羅臼町は新鮮な加工原料に恵まれた水産加工発展の可能性を秘めた町と考えられるが、したがって、猫の手も借りたいスケソ前処理の繁忙期に、紅葉子加工やスケソ加工をせざ

るを得ず、下級品の生産に甘んじざるを得ない。また、四ヶ月に漁獲されるホッケ、カレイ、タラ、キチジなどの新鮮さをもり込んだ加工法の開発（例えば、調味半乾品、フレーブロックなど）さらに、羅臼コンブとウニや魚肉を組合せた労働集約型手作り特產品の開発などの課題が考えられる。しかし、何

第4表 59年水産製品生産高（羅臼町）

品 名		数 量	金 額	備 考
冷凍品	さけ	596	236,305	
	さけ	26	17,269	フイレー
	たら	8	3,328	フイレー
	すけとうだら	3,441	312,598	
	すけとうだら	25	4,093	フイレー
	ほっけ	828	250,272	
	さんま	1,248	235,016	
	かれい	300	240,000	
	いか	79	6,794	
	その他魚類	200	33,440	
(小計)		6,751	(1,339,115)	
塩蔵品	さけ	1,717	1,314,585	
	ます	2	800	
	ほっけ	15	4,500	
	さんま	46	10,826	
	すきみたら	109	25,642	
	すきみすけそ	157	23,855	
	すじこ	49	282,374	
	いくら	49	288,448	
	すけこ	22	49,400	
	(小計)	2,166	(2,000,430)	
干製品	開たら	119	172,075	
	すきみたら	18	23,040	
	すきみすけそ	24	17,600	
	さけとば	4	5,650	
	その他	1	340	
	(小計)	166	(218,705)	
調味干くん製品	味淋干たら	2	2,400	
	さけ	7	28,000	
	(小計)	9	(30,400)	
ゆで物	たこ	130	86,500	
	(小計)	130	(86,500)	
調味漬	さけ飯寿し	1	2,300	
	辛子明太子	150	228,000	
	たら粕漬	15	10,817	
	(小計)	166	(241,117)	
こんぶ干製品	元揃こんぶ	292	734,672	天 然
	りしりこんぶ	1	1,652	
	元揃こんぶ	195	484,185	養 殖
	雑こんぶ	192	99,456	
	(小計)	680	(1,319,965)	
合 計		10,068	5,236,232	

よりも先ず、交通網は整備されたとはいえ、消費地から遠いという不利は、単に、輸送中の品質劣化だけでなく、情報の不足、消費動向への対応の遅れなど、商品寿命の短かい現代社会では、個々の零細企業の努力では克服できないものと思われる。スケソ漁業の発展で、若者たちのUターンが続き、加工経営者の多くに後継ぎが育ってきている。願わくば、個々の企業がお互いの殻に閉じ籠らず、加工組合に結集し、原魚の共同購入、製品の共販、自主的加工研究会を通じて、加工技術の向上、新しい加工技術の習得、羅臼特産品開発の努力を期待したいものである。



北海道昆布漁業略年表（一）

田 沢 伸 雄

本道海産物の記録の中でも昆布は最も古くから記されているもので

あり、また、松前藩時代には鰯、鮭と共に蝦夷三品と称され、本州へ移出されていたものである。一七世紀末に刊行された「本朝食鑑」によると「昆布奥ノ松前及ビ蝦夷ノ海中ニ生ズ（中略）。松前ヨリ越前敦賀ニ伝送シ、敦賀ヨリ若州ニ伝送ス。若州小浜ノ市人之ヲ製シテ若狭昆布ト号ス。若狭ヨリ京師ニ伝送シ、京師ノ市上ニテ之ヲ製シ京昆

布ト号ス。其味最も勝レリ」との記述が見られる。

本州、特に関西方面で珍重された本道産昆布が、いつ頃から採取され、どのような過程で漁業として発達してきたかということについては、「北水試月報」に掲載中なので略させていたゞくとして、こゝでは昆布漁業に関わる主な事項を年次順にまとめてみた。

西歴		年号	月日	事項
西歴	年号			
七九七	延暦一六			
一三四四	建武元			
一四二三	永正一一			
一五一四	永正一一			
一四二三	応永三〇			
一五九〇	元正一八			
一五九三	文禄二			
一五九九	慶長四			
一六〇四	九			
一六三〇	寛永七			

続日本紀七元正に「靈龜元年冬十月丁丑、蝦夷須賀君古麻比留等言、先祖以来貢獻昆布、常採此地」の記載がある。我が国で昆布という文字が記載された最初であらう。

庭訓往来に「被仰下之旨、畏拝見仕候華（中略）宇賀昆布」の記載がある。本道の昆布に関する最も古い記録と思われる。

安東陸奥守、幕府に昆布五〇〇把、その他を献上する。

蛎崎氏、大館に移り安東氏より「松前之守護職」の地位の承認をうけ、役取人をおき諸国より渡來の商船、旅人より租税を徴収する（沖ノ口番所の始まりともいわれる）。

蛎崎慶広、聚楽第において豊臣秀吉に拝謁し、蝦夷島主の待遇をうける。

慶広、秀吉より国政の朱印状をうけ、蝦夷島の支配者として公認される。

慶広、大坂城西の丸において徳川家康に拝謁する。この時、氏を蛎崎から松前に改める。

慶広、家康より国政の黒印状をうける。

松前藩、箱館、福山、江差に沖ノ口番所を設ける。

西暦	年号	月日	事項
一六四〇	寛永一七	六・一三	内浦岳（駒ヶ岳）噴火、岳下の太平洋岸一帯に津波、昆布取船一〇〇余隻を一瞬にして呑み込み、和夷人七〇〇余人溺死。
一六八二	天和二		越前敦賀の繁昌記「遠目鏡」が中村正記らによつて編集される。同書によると当時の敦賀には松前藩の船宿二戸、松前物問屋三戸、江差宿二戸があつた。
一六九一	元禄四		亀田・箱館奉行「定」に「一、昆布取場へ他国より直に船乗り候は人遣し其船留置、様子早可申越候。一、昆布時分より早く新昆布商売候儀、堅命停止候」とあり、昆布の密売買及び若生昆布の乱獲を禁止している。
一七一七	享保二		「松前蝦夷記」に昆布に関する課役の記述がある。
一七三五	二〇		この頃、場所請負の制度が成立。
一七三九	三・一六		松前藩、沖ノ口入品役を初めて設定。
一七四〇	七・一		百姓の訴によりこの役を免ずる。
一七四一			幕府、長崎において松田善蔵ほか二名を俵物買入役に任命。
一七四八			この年の秋、松前藩は大坂桑名屋民藏の船を雇い、昆布六〇〇〇駄、その他を船積したが、この年順風なく船荷とも箱館港囲、翌寛保元年五月同港を出帆、長崎にて荷物を売立る。
一七四五			松前藩、長崎の商人松田善蔵へ昆布一〇〇万斤を売渡すべく幕命をうける。
一七四九			この年、松田元助上下五人昆布調として松前に來たが収支償わず以後中止。
一七五六			松前藩、財政窮乏につき城下、江差、箱館、東西村々に沖ノ口役金の増徴を申渡す。従来からの役金のほか「増口錢」と称して沖ノ口出入商品より一分口錢（完買価格の一〇〇分の一）を徴収、以後継続され沖ノ口税として定着した。
一七六一			この年より始めて昆布一駄につき一文錢を取り立てる。
			長崎俵物支配方寺井平次郎、再度松前に來て俵物一手買入の強化をはかり、長崎俵物一手請われる。
			長崎俵物支配方寺井平次郎、再度松前に來て藩より昆布、煎海鼠、白干鮑の一手買請を許可さる。

入たきむね藩に願い出る。

長崎の俵物一手請方商人（村山治郎左衛門、山下利右衛門）、奉行の浦触をもつて松前に渡来俵物生産の指導、奨励等により買付量の増加をはかる。

松前藩、西の年より丑の年まで沖ノ口一分口銭を五厘増して一分五厘とする。箱館においては四月一日に亀田番所で問屋商人に同上の件申渡す（丑年以降も継続）。

茅部の百姓徒党三〇〇人余、亀田村に参集。

五〇〇六〇〇人余箱館に集合。村々小頭をして亀田番所に高間役金の宥免、昆布一手買の申渡しを訴える。

蛎崎重郎右衛門ならびに目付牧村崎右衛門、箱館到着。二二日より亀田番所において百姓徒党の一件につき吟味、村々小頭はじめ戸切地・泉沢の名主、給所茂戸地、富川、汐泊、喜古内の肝入等集合。二五日には昆布一手買の命令があつた場合には背反しないよう申渡し、亀田郷中よりその証文を取る。騒動の首謀者である箱館の市三郎、有川の文吉は七月月中旬に妻子をつれて欠落。

松前藩、この年より沖ノ口々銭の徴収を町方の請負に委ねる。

松前藩、この年より沖ノ口出入荷物口銭を五厘増し、都合二分とする。
「東蝦夷道中記」によると当時の昆布生産量は次のようであった。

	寛政	天明	元	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
茅	部	二〇〇	三〇〇	石	沙	流	四	〇〇〇	駄		
野	田	追	六	〇〇〇	駄	新	冠	一	〇〇〇	二	
虻	田		一〇	〇〇〇	二	三	石	一四	五〇〇	二	
絵	鞆	五	〇〇〇	六	〇〇〇	二	浦	一四	〇〇〇	二	
ア	ブラコマ		三	〇〇〇	二	釧	河	八	〇〇〇	二	
白	老		一	二〇〇	二	路					

（注、駄・昆布五〇枚を一把とし、四把を一駄とする）

幕府、異国境取締のため東蝦夷地（浦河以東）およびその属島を松前藩から仮上知（期間七年間）させ、さらに八月、知内村から浦河に至る場所も管轄することを決定し、蝦夷地取締御用掛を設ける。また、各場所の請負制を官営として各場所に会所を設置する。

西暦	年号	月日	事項
一八〇〇	一二	四・一二	この年、本道の産物売下げおよび漁場物資の仕入のため、江戸靈岸橋通りに産物会所を設ける。
一八〇二	一二	二・二三	東蝦夷地の箱館六ヶ場所（小安、戸井、尻岸内、尾札部、茅部、野田追）に村役人等をおき村並とする。
一八〇四	享和二	五・一〇	幕府、蝦夷地奉行を新設。
一八〇七		七・二四	蝦夷地奉行を箱館奉行と改称。
一八〇九		一〇・二四	幕府、東蝦夷地の仮上知を改め永上知とする旨を松前藩に申渡す。
一八一〇		一一・一八	この年より尻沢辺、下湯ノ川、錢龜沢、石崎、小安の昆布浜役が金納となる。
一八一二	文化元年	一・一八	幕府、箱館奉行所を福山に移し、松前奉行と改称。
一八一四	文化元年	九	この年、箱館地方における昆布の乾燥不良のため価格大暴落。
一八一七	文化元年	一	この年も箱館地方の昆布粗製のため価格下落。市中の名主、商家等が改良方を議して上申、六月官これを布告する。
一八二〇	文化元年	一	松前奉行、東蝦夷地直捌を廃止して各場所を請負に委ね、かつ請負人を入れによって決定する旨触出す。九月七日、松前奉行所にて入札を行う。
一八二一	文政一	一	この年より白尻領磯谷、鹿部の昆布浜役が金納となる。
一八二二	文政一	一	この年より箱館の長崎俵屋問屋が請負ってきた長崎交易定式昆布は元揃花折から長折昆布一、〇〇〇石と駄昆布一、〇〇〇石となる。
一八二三	文政一	一	箱館志苔の昆布業者の願により長崎交易定式昆布を長折昆布五〇〇石、三石昆布五〇〇石、駄昆布一、〇〇〇石とする。
一八三五	天保六	一	この年より長崎交易定式昆布は清国側の需要により長折昆布を三石昆布に変える。
		一	松前氏復領し、漁場請負の方は旧に復す。江戸の産物会所も廃止する。
		一	三石昆布が払底し価格高騰につき集荷が困難となる。また、長折昆布の需要もあることから長崎交易定式昆布を長折昆布一、〇〇〇石、駄昆布一、〇〇〇石とする。
		一	根室場所請負人藤野喜兵衛、花咲海岸に昆布の簇生するのを発見し、蝦夷五〇人、和人一人を幌泉に遣し、昆布採取技術を習しめ、翌年より昆布を採取する。
		一	長崎交易定式昆布の内訳を文政三年の旧に復し、長折昆布五〇〇石、三石昆布五〇〇石、駄昆

布一、〇〇〇石とする。

松前藩、備蓄食糧として毎年「おしめ昆布」を福山五〇石、江差、箱館二五石づつ製造、貯蔵することを命ずる。

当時の昆布生産量は次のようであった。

幌別 二〇〇石 帆泉 四、五〇〇石

三石 一、五〇〇" 十勝 二、〇〇〇"

浦河 一、四〇〇" 鉄路 二、五〇〇"

様似 六〇〇"

沙流、新冠、静内 一、五〇〇石

箱館在茅部一円 四、〇〇〇"

箱館において刻昆布の製造を始める。

松前藩、築城のために増税、沖ノ口出入口錢を一分増し三分口錢とする。

幕府、松前藩に東部木古内以東、西部乙部村以北の地を上知させ、箱館奉行の管轄とする。幕府、箱館奉行竹内保徳等の蝦夷地産物会所を江戸、大坂、兵庫、下関、新潟等に開設し、その純益を沿海防備費に充当するという要請をうけて試みに江戸への設置を許可。

幕府、長崎、箱館両港において蘭・露両国との貿易開始を布告。

文久三年（一八六三）から明治元年（一八六八）まで毎年投石を行う。
当時の記録によると各地の昆布生産量は次のとおり。

	嘉永	安政	万延	文久	一八五九	一八六〇	一八六一	一八六二	一八六三
	四	五	六	三					
	四	五	二	二					
	三	二	一	一					
	一	一	一	一					
幌別	二〇〇石	帆泉	四、五〇〇石						
三石	一、五〇〇"	十勝	二、〇〇〇"						
浦河	一、四〇〇"	鐵路	二、五〇〇"						
樣似	六〇〇"								
沙流、新冠、静内	一、五〇〇石								
箱館在茅部一円	四、〇〇〇"								
箱館において刻昆布の製造を始める。									
松前藩、築城のために増税、沖ノ口出入口錢を一分増し三分口錢とする。									
幕府、松前藩に東部木古内以東、西部乙部村以北の地を上知させ、箱館奉行の管轄とする。									
幕府、箱館奉行竹内保徳等の蝦夷地産物会所を江戸、大坂、兵庫、下関、新潟等に開設し、そ									
の純益を沿海防備費に充当するという要請をうけて試みに江戸への設置を許可。									
幕府、長崎、箱館両港において蘭・露両国との貿易開始を布告。									
文久三年（一八六三）から明治元年（一八六八）まで毎年投石を行う。									
当時の記録によると各地の昆布生産量は次のとおり。									
山越内（長切）四八石	三石	一、二二二石							
（折）一九 "	浦河	二、六九三"							
三〇〇"	樣似	二、〇七三"							
二八一"	幌泉	一三、〇〇五"							
七五"	十勝	四、二六六"							
三"	鉄路	五、五六四"							

西暦	年号	月日	事項
一八六六	慶応	二二	沙流 五〇二石 国後 二九五石
一八六九	明治	二二	新冠 一八八 振搾 八八
一七五三	三	三一	箱館奉行、請負人山田文右衛門の投石による昆布藩殖法の普及を諭達。
一一一	一	一〇一	開拓使を設置し、使員詰所を民部省中に置く。
一一一	一	一〇一	蝦夷地を北海道と改称し、一国八郡を画定。
一八七〇	一	一〇一	開拓使、從來の西地における松前運上取立てを廃し、箱館、幌泉、寿都、手宮の四港にて取立ての旨を布達。
		九二八	開拓使、場所請負を廃止する旨を布達。
		一〇一九	開拓使、函館沖ノ口番所を海官所と改称、ついて幌泉、寿都、手宮にも設置。
		一〇二九	開拓使、場所請負人を当分漁場持と改称し、従前どおりの漁場經營を認める。
		一〇一	開拓使、幌泉場所の旧請負人杉浦嘉七に場所の引上げを命ずる。
		一〇一	開拓使、西部一三郡の場所請負人に對し、官捌制の実施と施政一一ヶ条を布達。
		一一一	東京、大阪、兵庫、堺、敦賀に函館会所を設け、本道物産の販売斡旋に從事させる。
		一二一	函館、幌泉、寿都、手宮海官所規則を布達（明治三年一月施行）。
		一二一	この年、開拓使は西部直轄場所の元漁場持等を少主典以下に任命する。
		一八七〇	運上金を廃止し、海產税を定め居民の直税とする。
			館藩管轄の松前、江差の両沖ノ口改所を引きあげ、開拓使において両所に海官所を設置する。
			開拓使、浦河・様似場所の漁場持佐野專左衛門と三石場所の漁場持小林重吉に場所の引上げを命ずる。
			開拓使、柳田藤吉外三名に根室、花咲両郡の各場所三三ヶ所の新聞を許す。
			柳田藤吉、自費をもって道内の渡島国と奥羽地方より二七戸の漁民を根室に移住させる。
			開拓使、產物会所規則及び直轄漁場元仕入金用達規則を定める。
			根室支厅、雨中の昆布採取を禁ずる。
			開拓使、直轄地に漁場需要品貸与規則を設ける。

一二・一 海官所を海関所と改称し、函館ほか三港の海関所規則を改正。松前、江差の両海關所を館藩の所轄とする。

一八七一

八・二〇
九・二九

五
四

一八七二

一・八
一・一
二・一

開拓使、本年より三年間外国貿易を除き、海關所輸出入品をすべて免税とする旨を布告。
諸藩、寺院等への分領を廃止し、全道を開拓使の管轄下に置く。
開拓使、各郡永住人の從来の拝借地を沽券地とし、出稼人のそれはいぜん拝借地とすべき旨を布達。

開拓使、産物会所を閉鎖し、改めて東京、大阪、函館に貸付会所を設ける。
海關所規則を改正。

幌泉海關所を廃止し、室蘭、厚岸に海關所を設置する。

開拓使、北海道土地売貸規則、北海道地所規則を制定。

松前、江差の両海關所を開拓使の所轄とする。

この年、三石郡漁場の官捌を廃し、漁場持に委任する。

開拓使用達榎本六兵衛ら一〇名、保任社を設立。

保任社開業、取扱所を函館、大阪等に設け、清国上海に出張店開通洋行をおく。

札幌本厅、浦河、様似両郡に拝ひ昆布処分法を定める。

開拓使、用達に命じて北海道產物売捌所を東京江戸橋傍に設け、清国輸出を取り扱わせ、北海道產物商會と称する。

開拓使、漁場昆布場を自費で新開するものに二年間の免税を布達。

前年設立した保任社、本来の業務を実行することなく解散。

根室支厅、根室、釧路両國の漁場持に漁業資金を貸与する。貸与額は六、〇〇〇円、さらに六月一七日には根室国へ六、〇〇〇円、釧路国へ一二、〇〇〇円を貸与。

開拓使、綠青銅屑等にて昆布の着色を禁ずる。

開拓使、全道各漁場ならびに昆布場の自費新開の分は五年間免税とする旨を布達。

北海道諸產物出港税則ならびに各港船改所規則を公布（四月一日施行）、海關所を船改所と改称。

一八七五

八
七
六
五
四

三・一
二・四
一・三

一八七四

一
一
一
一
一

一八七三

一
一
一
一
一

一八七二

一
一
一
一
一

西暦	年号	月日	事項
一八七六	一〇	九	
八・二二	四・一	七・一	根室支厅、昆布仕立方を制定する。
八・二二	四・一	七・一	開拓使、各地方の漁業景状および昆布生立等を年々詳細に届出させる。
八・二二	四・一	七・一	根室支厅、藤野嘉兵衛、鹿島万平外二名に資金三万円を交付し、漁業必需品の仕入方を委任し根室、釧路両国の漁民にこれらを貸与する。
八・二二	四・一	七・一	根室支厅、昆布仕立方を制定する。
八・二二	四・一	七・一	この年、浦河、様似、幌泉各郡の漁場の官捌を廃し、漁場持に委任する。
八・二二	四・一	七・一	内務・大蔵両省ならびに開拓使合議して清国直貿易のため広業商会を創立（一〇月一日開店）。
八・二二	四・一	七・一	開拓使、明治七年一〇月布達の緑青銅屑等をもつて昆布への着色禁止を厳守するとともに、飲食物等への着色販売も禁示する旨を布達。
九・二一	一	一	開拓使、漁場持を廃し、漁場昆布場は営業志望の者に割渡することを布達。
九・二一	一	一	函館支厅、漁場昆布場地租創定順序を制定。九月三〇日、札幌本府、同様の規定を制定。
九・二一	一	一	開拓使、営業不相当の漁場昆布場借受けの者に上地を命じ、さらに志望者に割渡すべき旨を布達。
九・二一	一	一	大政官布告をもつて、北海道地租は当分地価の一〇〇分の一と定める。
九・二一	一	一	根室支厅、新開の漁場昆布場以外の営業出願を差しとめる。
九・二一	一	一	札幌本府管轄の昆布場は日高国沙流、新冠、静内、三石、浦河、様似、幌泉の七郡と十勝国十勝、広尾の二郡と定める。
六・二六	一	一	根室支厅、漁場昆布場の転貸を禁ずる。
六・二六	一	一	根室支厅、昆布尺量法を定める。
七・二四	一	一	開拓使、函館に相場会所を設ける。
八・一一	一	一	根室支厅、昆布採取者定めの場所の昆布を取りつくさずに、他境に入り採取することを禁ずる。
八・一一	一	一	北海道諸産物出港税則並各港船改所規則を改正し、吉岡、当別、江良、熊石、岩内、古平、石狩、浦河、根室、振別に船改派出所を置く（九月一日施行）。
八・一一	一	一	根室支厅、花咲郡收獲昆布検査仮規則を定める。
二・一三	一	一	北海道地券発行条例を制定。

この年、根室支厅、花咲郡歛舞において昆布の屋内乾燥試験を始める（試験期間二年間、明治一二、一三年は作業条例により営業を行う）。

根室支厅、寄昆布を拾う者は今後その地名を定め、願済の上営業すべき旨を達する。

根室支厅、漁業資金貸与規則を定める。

根室支厅管内で従来無税であった拾い昆布、布海苔等に対し、本年より海産税を課す。

函館支厅管内各郡海産税のうち、定税金納あるいは無税海産分を本年より収獲高に応じ、すべて現品税賦課とする。

開拓使、先に緑青等による昆布の着色を禁じたが、今後染料の如何を問わず昆布の着色を厳禁する。

開拓使、先に漁場昆布場自費新開の分は五年間の免稅を達したが、地形的に開業難易、収獲多寡の差があるため、実地を調査し、さらに二〇五年間現品税を免ずる。

開拓使七重勵業試験場、茅部郡尾札部村字稻荷浜地先三九〇坪を試験区として雑藻駆除試験を行う。

札幌本府、漁業資金貸与規則を公布。

札幌本府、海産物検査例則を定める。

函館支厅、茅部郡小安村以東各村に昆布萌芽の時に刈取るは繁殖の障害となるを以て、みだりに刈取らざるよう達する。

開拓使、海産物を納稅前に売却する者は処分の旨を達する。

開拓使、本年三月布達の染料の如何を問わず昆布への着色禁止条項を取消し、毒物を含有する染料での着色のみを禁止する。

東京、大阪、函館の貸付会所を廃止。

根室支厅、屑昆布買上げおよび代価蓄積法を定める。

開拓使、小樽に相場会所を設ける。

根室支厅、屑昆布をもつて刻昆布を製することを奨励する。

札幌本府、後志国九郡、石狩国三郡の海産物収稅検査例則を定める。

北海道諸物産出港稅則並に各港船改所規則を改正し、増毛郡増毛に船改派出所を設ける。

西暦	年号	月日	事項
一八八四	一七	一六	一八八三
九・一四	一五	一四	一八八二
九・二八	二・八	四・二七	一八八一
七・一	四・一三	四・一三	漁業資本金を北海道物産税と改める。
九・一四	六・二二	六・二二	開拓使、昆布の繁殖成長に妨害となるスガモを毎年駆除するよう達する。
九・二八	八・三	八・三	根室支庁、昆布の仕立方粗雑になるを以て、十分に注意し精製すべき旨を達する。
九・二八	八・二四	八・二四	この年、高島郡祝津村において昆布からヨードを試製する。
九・二八	一〇・二六	一〇・二六	根室支庁、漁業資金貸与の適正化と貸与金の償還に努力するよう達する。
九・二八	一一・一五	一一・一五	開拓使を廃止し、函館、札幌、根室の三県を設置。
九・二八	一二・二六	一二・二六	漁業資本金四八万八〇〇円を五〇万円に改め、うち四〇万円を漁業資本金に、一〇万円を昆布採取資本金にあてる。
九・二八	一・二九	一・二九	漁業資本金四〇万円のうち、一四万円を函館県、一九万円を札幌県、七万円を根室県に交付す
九・二八	四・二七	四・二七	る。また、昆布採取資本金一〇万円のうち、三万円を札幌県、七万円を根室県に交付する。
九・二八	七・一五	七・一五	根室県、昆布採取期日を各地営業人総代において定め、郡長の許可を得て着手することを布達する。
九・二八	八・二七	八・二七	農商務省、三県に命して昆布の濫造を戒め改良を図らせる。
九・二八	一〇・五	一〇・五	根室県、昆布採取資本金貸与規則、漁業資本金貸与規則を仮りに定める。
九・二八	一一・二二	一一・二二	函館県、粗悪な昆布を混入し信用を欠くので、明治八年三月の布達を厳守するよう達する。
九・二八	一二・二七	一二・二七	広業商会は事業不振のため、官借金の償還不足が三五万円余になる。
九・二八	一・二九	一・二九	農商務省に北海道事業管理局を設置、旧開拓使の官営事業を所管させる。
九・二八	四・二七	四・二七	根室県、昆布採取取締規則を公布。
九・二八	七・二七	七・二七	札幌県、昆布製造改良諮問会を開催。
九・二八	八・二七	八・二七	札幌県、昆布採取資本金貸与規則を布達。
九・二八	一・二二	一・二二	根室県、昆布採取資本金貸与規則を布達。
九・二八	一一・二二	一一・二二	千島国および紋別、常呂、網走、斜里の四郡において拾い昆布税（収獲高の現品一割）を徵收する旨を布告（五月一日施行）。

函館県、漁業組合条例を布達。

根室県、前年四月公布の昆布採取取締規則を改正。

函館県、水産談話会を函館にて開催。

函館県、漁業資金貸与取扱規則を布達。

函館県、漁業資金貸与取扱規則を布達。

根室県、同業組合準則を布達。

船改派出所を釧路、花咲に設置。

本年二月以来、函館商人と在函館清国商人との間に紛議が生じ、貿易停止一〇〇日余に及ぶが、この日協議がととのい契約を締結する。

大政官大書記官金子堅太郎、行政改革調査のために来道、道内を視察し一〇月二日帰京、北海

道三県巡視復命書を提出する。

室蘭船改所を廃し、余市、鬼鹿、利尻に船改所を設置。

根室県、前年改正した昆布採取取締規則を再度改正する（一九年一月施行）。

この年、広業商会営業不振により業務を停止する。

三県一局を廃止し、北海道庁を設置。函館、根室に支庁を置く（三月一日開庁）。

農商務省、漁業組合準則を定める。

北海道土地払い規則公布（北海道土地売貸規則、北海道地所規則は廃止）。

登記法公布（二〇年二月一日施行）。登記法の施行により北海道地券発行条例は廃止。

北海道庁、漁業組合準則を管内に布達。

函館、根室二支庁を廃止。

この年より明治二一年まで様似水産組合の原田嘉七、冬島海岸で昆布礁造成のため投石及び雑

藻駆除を行う。

北海道水産税則公布、物産税並びに出港税は廃止される。

官金の貸与は停止され、従来の貸付金は勧業委託金として道庁の処理するところとなる。

北海道水産税則施行細則公布。

水産物営業人組合規則公布。

函館

五
一
三

九
一
四

一二
二
五

一
一
九

一
八
八
五

一
八
八
六

一
八
八
七

一
八
八
八

一
八
八
九

一
八
八
一

一
八
八
二

一
八
八
三

一
八
八
四

一
八
八
五

一
八
八
六

一
八
八
七

一
九

二
〇

三
一

三
二

三
三

三
四

三
五

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

一
九

西暦	年号	月日	事項
一八八九	二二	九・一	道府属赤壁二郎、函館共同商会頭取遠藤吉平、東京府民鹿島万兵衛を本道水産物の販売状況等調査のため清国に派遣する。
一八九〇	二一	三・一九	この頃より、亀田郡水産組合、釜谷、小安、石崎、古川尻、湊、銭龟沢、志苔、根崎等で昆布礁造成のため投石を行う。
一八九一	二〇	六・三〇	北海道庁、北海道水産物取締規則を公布し、水産物の蕃殖保護の制を設ける。
一八九二	一九	一〇・一九	明治九年設立の広業商會解散する。
一八九三	一八	一〇・一九	北海道庁、全道各地の昆布業者総代一五名、函館の水産商二名を札幌に召集し、昆布諮詢問会を開催する。
一八九四	一七	一〇・一九	水産物現品税廃止後、水産製造物粗製につき取締りを諭達。
一八九五	一六	一〇・一九	函館に日本昆布会社創設される。ついで昆布生産者連合組合が結成される。
一八九六	一五	一〇・一九	日本昆布会社、三井物産会社と契約し、輸出昆布の代金取扱等の事務を委託する。
一八九七	一四	一〇・一九	札幌区齊藤承明、「昆布ニ関スル意見書」を内務、農商務両大臣並びに北海道庁長官に建議する。
一八九八	一三	一〇・一九	日本昆布会社と昆布生産者連合組合との協議決裂するも、互に譲歩解決する。
一八九九	一二	一〇・一九	昆布の蕃殖保護のため、日高國及び上磯、室蘭、幌別、広尾、十勝、白糠、釧路、厚岸、花咲、國後の各郡における新規昆布採取を不許可とする（明治三十一年廃止）。
一九〇〇	一一	一〇・一九	北海道庁、昆布製造取締規則を公布。
一九〇一	一〇	一〇・一九	日本昆布会社、昆布生産者連合組合との契約を改めて委託販売とする。
一九〇二	九	一〇・一九	日本昆布会社、負債のため東京支店の財産を差押えられる。
一九〇三	八	一〇・一九	日本昆布会社整理委員会を開く。
一九〇四	七	一〇・一九	北海道庁、漁業報告例を定め、毎年度漁業組合より提出させる。
一九〇五	六	一〇・一九	日本昆布会社、從來の資本金一〇〇万円を二十五万円に減資を決める。
一九〇六	五	一〇・一九	貨幣法公布（金本位制確立、一〇月一日施行）。
一九〇七	四	一〇・一九	北海道国有未開地処分法公布（四月一日施行）。これにより北海道土地払下規則、その他本法に抵触する規程は廃止。

府立の水産試験所を高島郡高島村に設ける。

北海道庁、北海道漁業取締規則を公布（三一年一月一日施行）、これにより明治二一年公布的

北海道水産物取締規則は廃止。

砂原村の昆布採取者、この年より明治三五年まで昆布礁造成のため投石を行う。

この年、日本昆布会社解散、生産者も連合組合を解散する。

関税法公布（八月四日施行）。同法の施行にともない昆布輸出税は廃止。

函館刻昆布同業組合を組織。

坂田孫六、この年より一〇年間継続し、函館湯ノ川沖に自費をもつて昆布礁造成のための投石を行う。明治四三年以降は村民がこれを継承する。

北海道地方費法公布（四月一日施行）。これにより従来国税に属した水産税は地方税に委譲となる。

北海道庁、明治三四年度北海道地方税水産税賦課規則を公布。
漁業法公布（三五年七月一日施行）。

北海道庁、北海道水産税区々域名称と定める。

高島水産試験所を水産調査所と改める。

地方費をもつて北海道水産試験場を高島郡高島村に設置する。
北海道庁、北海道地方税賦課規則を公布、明治三五年度より施行。前年公布の同名規則は廃止。
農商務省、漁業組合規則、水産組合規則を公布（七月一日施行）。

北海道庁、水産組合規則施行手続を公布。

北海道庁、明治三〇年公布の北海道漁業取締規則を廃止し、新たに北海道漁業取締規則を公布。

同日、漁業法施行細則も公布。

北海道庁、漁業組合規則施行細則を公布。

この年より三年間、臼尻村の昆布採取者、昆布礁造成のため投石を行う。

北海道庁、新たに北海道漁業取締規則を制定し、従来施行中の各種保護規則、取締規則を廃止し、本規則に統一する。

函館水産組合、この年より明治四〇年まで大森町字高森金堀川沖より新川沖にて昆布礁造成のため投石を行う。

一九〇四

一九〇三

三七

三六

一九〇二

三五

一九〇一

三四

一九〇〇

三三

一八九九

三一

一八九八

三〇

一〇・二七
一一・一八

北海道水産物取締規則を公布（三一年一月一日施行）、これにより明治二一年公布的

北海道水産物取締規則は廃止。

砂原村の昆布採取者、この年より明治三五年まで昆布礁造成のため投石を行う。

この年、日本昆布会社解散、生産者も連合組合を解散する。

関税法公布（八月四日施行）。同法の施行にともない昆布輸出税は廃止。

函館刻昆布同業組合を組織。

坂田孫六、この年より一〇年間継続し、函館湯ノ川沖に自費をもつて昆布礁造成のための投石を行う。明治四三年以降は村民がこれを継承する。

北海道地方費法公布（四月一日施行）。これにより従来国税に属した水産税は地方税に委譲となる。

北海道庁、明治三四年度北海道地方税水産税賦課規則を公布。
漁業法公布（三五年七月一日施行）。

北海道庁、北海道水産税区々域名称と定める。

高島水産試験所を水産調査所と改める。

地方費をもつて北海道水産試験場を高島郡高島村に設置する。
北海道庁、北海道地方税賦課規則を公布、明治三五年度より施行。前年公布の同名規則は廃止。
農商務省、漁業組合規則、水産組合規則を公布（七月一日施行）。

北海道庁、水産組合規則施行手続を公布。

北海道庁、明治三〇年公布の北海道漁業取締規則を廃止し、新たに北海道漁業取締規則を公布。

同日、漁業法施行細則も公布。

北海道庁、漁業組合規則施行細則を公布。

この年より三年間、臼尻村の昆布採取者、昆布礁造成のため投石を行う。

北海道庁、新たに北海道漁業取締規則を制定し、従来施行中の各種保護規則、取締規則を廃止し、本規則に統一する。

函館水産組合、この年より明治四〇年まで大森町字高森金堀川沖より新川沖にて昆布礁造成のため投石を行う。

西暦	年号	月日	事項	北海道水産試験場														
				一九〇六	一九〇七	一九〇八	一九〇九	一九一〇	一九一一	一九一二	大正元	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三四
ため投石を行う。	北海道廳、明治二六年公布の昆布製造取締規則を改正する。	三石水産組合、この年より明治四五年まで昆布礁造成のため投石を行う。	根室水産組合、この年より歯舞村地先で昆布礁造成のため投石を行う。	鹿部村の昆布採取者、この頃二ヶ年にわたり昆布礁造成のため投石を行う。	北海道水産組合連合会設立許可。	落部村の昆布採取者、この年より昆布礁造成のため投石を行う。	留萌水産組合及び鬼鹿水産組合、昆布漁場内のスガモ駆除を行う。	浦河水産組合、この年より明治四四年まで昆布礁造成のため投石を行う。	北海道水産試験場並に同分場を地方費より国費支弁とし、高島水産調査所を統合して北海道水産試験場及び同千歳支場、西別支場とする。	改正漁業法公布（四四年四月一日施行）。	北海道廳、水産物製造取締規則を公布（八月一日施行）。これにより昆布製造取締規則は廃止。	室蘭、釧路、稚内に北海道水産試験場員駐在所を設置。	北海道廳、漁業組合令施行細則を公布。	様似水産組合、この年より昆布漁場内の雑藻駆除を継続実施する。	北海道水産税々区を廃止（大正二年四月一日施行）。			

道東沿岸に生息するウニ

増殖部 富田恭司

道東の根室海峡と襟裳岬以東の太平洋沿岸には、次の五種しか生息していません。

エゾバフンウニ

今から約三〇億年前に、この地上に生物が現れました。ウニは約五億年前の古生代カンブリア紀に、すでに現れていたことが化石から証明されています。人類が現れたのが約三〇〇万年前ですから、人間より遙か昔に、すでに立派なウニが出来ていたことになります。

このように、ウニは何億年も前の海で栄え、今でも熱帯から寒海まで、そして潮間帯から数千メートルの深海まで広く分布し、栄えている珍しい動物です。

ウニは棘皮動物、すなわちトゲ、カワ動物です。棘と皮の中から卵巣等の生殖器と、腸等の消化管を取り出ると、中は空っぽになってしまいます(第一図)。このため、ウニは「色気と食い気だけの動物」とよく言われます。

ウニは世界中何処の海でも見られます、すべて海産で、淡水や陸上で生活するウニは居ません。世界中でウニは約八五〇種、そのうちおよそ二〇〇種が日本の近海に生息していると言られています。北海道近海には一三種のウニが生息しているとされていますが、

キタムラサキウニ

通称ノナと言われ、体は大型で暗紫色を呈し、棘は長い。北海道では宗谷岬と襟裳岬を結ぶ西側の海域で、エゾバフンウニの生息水深が、それより深い所に生息し、漁獲の対象となっています。しかし、流水の来るオホツク海、根室海峡、道東太平洋沿岸と水が冷たくなるにつれ、その生息数は減少します。

特に襟裳岬東側の太平洋沿岸では極めて数は少なくなります。例えば、厚岸湾とその周辺の水深二~二〇mの所で、毎年ウニの資源調査を実施していますが、採集されたキタムラサキウニは、六年間で一個体だけです。

この種の産卵期は、日本海沿岸で九月~一月です。コンブ等を好んで食べ、日本海沿岸の磯焼け原因の一つとされています。

チシマオオバフンウニ

この種については、北水試月報四〇(七)で報告しました。体は暗緑色で、棘はエゾバフンウニよりやや太く、長い。ベーリング海、カムチャツカ半島、千島列島の水深〇~五〇mに分布し、日本では昭和五七年に厚岸湾で初めて確認されました。その後、根室から釧路までの太平洋沿岸で次第に目に付くようになり、今年は広尾町の沿岸でも、殻径二五mmの稚仔が一個体採集されました。この種の生息水深は、エゾバフンウニとほぼ同じで、コノブ類を好んで食べるため、今後さらに増え

て来ると、エゾバフンウニと餌をめぐっての競合が心配されます。

身（生殖巣）はエゾバフンウニより白っぽく軟らかい。産卵期は四／六月頃と推測されています。

サンリクオオバフンウニ（オオバフンウニモドキ）

この種は、釧路沿岸から日高沿岸の水深二〇一〇〇m前後の所に多く生息しており、刺網、桁網、ツブ籠、カニ籠等で普通に漁獲されます。体はやや扁平で淡褐色か淡緑色を呈し、細く短い棘があり、さらにやや太くて長い棘が疎らにあります。東大の重井先生に送って同定して戴いたところ、サンリクオオバフンウニと言う種で、樺太、千島、北海道、三陸沿岸の浅海から二〇〇mの所に分布しているとのことでした。

釧路の市場等で、六／八個で三〇〇円前後で売っているのがこの種です。沖に生息するわりに身は意外と奇麗な黄色をしています。しかし、お世辞にも美味とは言えません。道東のある漁協から、エゾバフンウニの資源が少なくなつたので、この種を海藻の多い浅い所に移植しては、と相談を受けましたので、胃内容物を調べてみました。その結果、雑食性ですが動物の死骸が多く見られました。しかし、実験室でコンブを与えると二、三日で食べだし、身もいやな臭いがなくなりました。

浅海に移植してみないとわかりませんが、沖に出て行く事も考えられます。

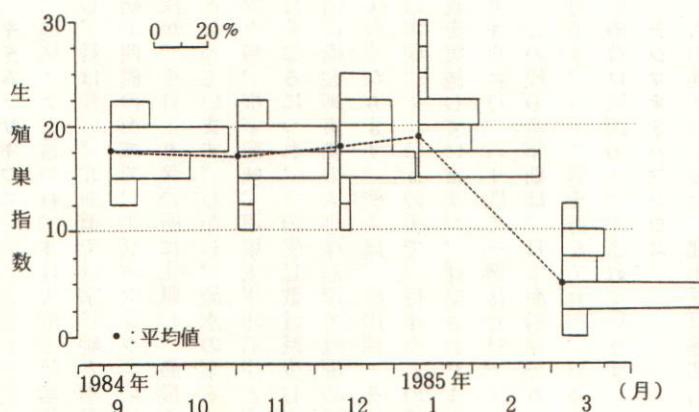
釧路西部地区水産技術普及指導所の協力で、この種の産卵期を調べてみると、真冬の表面水温が氷点下となる一／二月に産卵していることが明らかになりました（第二図）。ウニの中にも、北海道近海で獲れるタラ科の魚（スケトウダラ、マダラ、コマイ等）のように、氷点前後の冷たい水に産卵し、稚仔を発生させる種もいるのです。

ツガルウニ

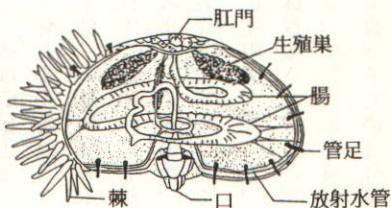
体は扁平で淡褐色、イボ（棘の付け根）があざき色を呈するのが特徴で、棘はやや太く長い。日本海やオホーツク海で、カレイ刺網、ホタテ桁網に普通にかかります。近年、ホタテガイで有名になつた猿払海域のホタテガイ漁場では、昭和三五／四五年頃このツガルウニが優占種で、一隻に数千個も入った時がありました。この種は根室海峡で数は少なくなり、釧路沖では極めて少なくなります。丁度日本海やオホーツク海でツガルウニが生息する水深帯に、釧路沖ではサンリクオオバフンウニが生息しています。

産卵期は二／四月頃で、身の色は悪く、あまり食用とはされません。

以上の五種が根室海峡、根室／様似の太平洋沿岸のウニ調査や、いろんな漁業の混獲物の中で見い出されたウニです。



第2図 サンリクオオバフンウニの生殖周期
(白糠沖水深30~50m)



第1図 ウニの内部構造

本年度の新規事業について

増殖部

寒海域における海藻類の収量向上試験

この試験は、農林水産技術会議の別枠研究として進めており、生物資源の効率的利用技術開発（植物資源のエネルギー利用－バイオマス）に関する総合研究の一環であり、北水研との共同研究で実施しております。

この試験研究の目標は、新規飼料素材の開発であり、素材の選定と藻類の大規模栽培技術を確立することにあるわけですが、得られたデータは、暖海域（千葉県）の栽培結果とともに比較検討し、生産制限に関連する諸要因を明らかにして収量向上のための技術開発をいたしました。

試験地は、オニコンブの養殖技術が確立されている羅臼町地先で、現在オニコンブとシメの種苗を仮植中ですが、近く本養成に移します。試験は、三ヵ年（六十二年度まで）の予定ですが、施設の単位面積当たりの最大現存量と漁場の理化学的環境条件を羅臼漁組の協力を得て調査します。

大規模増殖場造成事業調査

道では、釧路市東部地区に、ナガコンブを対象とした大規模な漁場開発を考えております。そのため事業を実施する予定海域の増産

対象生物を中心とした分布や密度などの生物的条件や、海況、海底地形などの理化学的条件を調査し、考えられる施設の構造や、その配置方法、設置場所の選定や事業効果の算定などについて必要な知見を得るため、二ヵ年実施する予定です。

この調査には釧路支庁、釧路西部地区水産技術普及指導所と当水試が当たりますが、本年度は、釧路市桂恋地先で生物、理化学的環境条件調査を、釧路市、釧路東部漁協の協力を得て実施しております。

定期調査や赤潮発生時の調査で得られた試料は、膨大な量であるため、その処理と解析に時間がかかりますが、年度内には関係筋へ報告できると思います。現在までに得られた

知見は、赤潮プランクトンは、渦鞭毛藻類のギムノディニウム属とプロロケントルム属による複合種構成とみられること、表面水での最高密度は、一ミリリットル当たり二、六〇〇ノニ、七〇〇細胞（ギムノディニウム属）でした。

十勝海域赤潮予察調査

十勝沿岸海域では、昭和四十七年以来、初秋期（八月下旬から十月上旬頃）に赤潮が発生して、さけ定置網漁業等に影響を及ぼしています。

いましたが、道では、この赤潮の監視体制を整えるとともに、定期的な理化学的観測調査を実施しまして、赤潮発生機構及び発生予察のための資料を得ることとなりました。

本年度は、豊頃町大津港沖、大樹町生花苗沼沖及び広尾町楽古川沖に定点を設けまして七月下旬から十月下旬までの間に七回、気象、海象、水質、プランクトンについて調査しました。調査には、十勝支庁、十勝地区水産技術普及指導所と当場が当たりましたが、豊頃町、大樹町、広尾町及び大津・大樹・広尾の各漁協組の協力を得て実施しております。

本年も九月上旬から中旬にかけて、歴舟川、浜大樹、大津、十勝太の各沿岸域で赤潮が発生し、秋サケ漁を懸念しましたが大きな被害とならず、関係者は安堵の胸をなで下ろしました。

退職のご挨拶

吉田義男

昭和二十八年北海道立水産試験場釧路支場

光洋丸乗組員として釧路に来ましてより三十年はあつという間に過ぎて三月三十一日に退職に相成り、かえり見ますと釧路も当時長靴の世界であったのが道東の中心都市になり、私の第二の人生の地になりました。

長い間無事勤務できましたのは皆々様のたたかい送り物であったと思います。

漁業情勢も歴史とともに変化しきびしい時代となつてまいりましたが皆々様にはお身体に十分留意され漁業の発展に役に立つ仕事を前進される事を祈念し退職の挨拶にかえさせて載きます。

ほんとうに永い間ありがとうございました。



転任のご挨拶

稚内水産試験場

高丸禮好

四月三十日付で、稚内水試に転任いたしました。昭和四十八年五月一日に釧路水試に赴任して以来、十二年間にわたり皆様方には公私共にお世話になり、心からお礼申し上げます。

生來、新たな環境に自ら入り込むことの苦手な自分が、宗谷の地に転任する際には十二年という時間の重みが、心の億劫さに拍車をかけました。宗谷地方にはこれまで訪れたこともなく、「流水とけて、春風吹いて、ハマナス揺れる・・・」という歌は知つてはいましたがこの情景はそれほどどかなものではなく、ハマナスの揺れかたも想像以上であることを認識しました。そうはいつても、こちらに着任してからすでに五ヶ月が過ぎ、着実に稚内の生活に馴染みつつあります。

稚内水試ではエゾアワビ、エゾバフンウニ、キタムラサキウニ、ホッキガイ、ホタテガイが主な研究対象種です。最初は、未知の種や、未知のフィールドに戸惑いがちでしたが、手塩・豊富のホッキガイ調査で、ハヤテシロガネゴカイやカナブツイソメに出会った時など

は、「ここにも彼らはいたのか！」と懐かしい友人に再会したような思いがしました。そんなわけで、ふと前を見るところから進もうとする道は、これまで歩いて来た道の延長線上にあることに気がついたという次第です。

これからも、釧路水試で培われた経験を基にして水産増殖研究に取り組んで参りたいと存じますので、よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方のご健勝ならびに釧路水試の研究と道東の水産業が益々ご発展することを祈念してご挨拶と致します。

栽培漁業総合センター

水島敏博

秀峰駒ヶ岳のふもとにある栽培センターの執務室から毎日噴火湾をながめながらの生活もはや半年近くなりました。

時に揚水している海水が一晩のうちに十℃以上も変化する所でもあり、これまでフィールドではせいぜい一ヶ月に一回位の間隔でしか調査を行っていかなかった自分にとつては調査の設定の仕方を反省させられると共に自然のかもし出す現象に驚かされている処でもあります。

十四年間勤めた釧路水試の担当する道東の海域は、生命を生み、育てる母なる海であることをまざまざと実感させ、漁業生産もとて

つもなく大きいところでもありました。一方でまた自分達のやっている仕事をどう生産と結びつけ、どのように生産の場に反映させていくべきか常々考えさせられ、そうした点でいくべきある場でもありました。

は、またやりがいのある場でもありました。ただ、浅学非才であったためにその“思い”だけで実践で示せずに終ってしまったことを残念に感じています。

そのなかで、現場では漁組や指導所さらに漁業者の方々には大変お世話になりましたし、水試内では部を問わず、先輩や同僚などに公私共に楽しく付き合ってもらい、多くのことを学ばせてもらいました。

センターではこれまでのフィールド調査から一転して、ケガニやトヤマエビの種苗生産のための飼育が中心となる業務になりました。“魚の気持は魚に聞け”という言葉もありましたが、一方的に人間の都合に合わせて飼うことに怖れを抱きながらも、今や管理型漁業と併せて今や水産の大きな柱となりつつある“栽培漁業”的方向をじっくり勉強したいと思っています。年をとると共に稀薄化してきた“根気”的要求される場もありますが、今後とも一層の御指導、御鞭撻のほどをお願いするとともに、皆様の御発展と御健康を祈念して転勤の挨拶に変えさせていただきます。

また、試験船「北辰丸」に乗って毎年行った北洋でのサケマス調査も忘れ難いものです。一ノ二カ月に及ぶ長期航海もさることながら、

函館水試漁業資源部漁業科長

長沢和也

昭和五六六年三月末、学生生活を過ごした東京を発つて、雪の残る釧路空港に降りたちました。市内に向かうバスから見た枯れ野原の

釧路湿原は余りにも寂寥として、「もう戻れない」という悲愴感とともに、心を一層もの悲しくさせました。

それから、四年。釧路は私の人生にとっても、研究の面でも忘れ難い大事な土地となってしまいました。友情あふれる同僚、漁師。そして、魚、魚、魚……。

「漁業資源部漁業科員を命ずる」

正直言って、資源部で自分が働くとは考えてもいませんでした。早速、マイワシの資源研究を命ぜられましたが、当時の私は道東でマイワシが漁獲されていることさえ知りませんでした。房総の九十九里浜あたりで地曳網で獲るものだとばかり思っていたのです。研究の仕方、データ処理の方法、学ぶことばかりでした。資源研究のノウハウを一から同僚に教わりました。有難い教育でした。今でも私の資源研究の方法は、この時のものが基礎となっています。

私の釧路水試での四年間は余りにも短く、多くのことをやり残しての転勤となってしましました。しかし、皆様から教えて戴いたことは余りにも多く、そのひとつが私の血となり肉となっているのに気づくこの頃です。微力な私ではありますが、釧路在勤中に得ました経験を新しい任地において生かすよう頑張りたいと考えております。皆様の益々のご発展を祈りますとともに、一層のご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。

ベニザケに内臓癒着症という奇病を発見し、病氣等による魚の自然死亡を意識する重要なきっかけとなりました。この研究は今、北太平洋およびベーリング海における病魚の分布生態の解明というスケールの大きな研究に発展しつつあります。

函館水試おやしお丸機関長

西 村 春 雄

本年四月一日付で函館水試、おやしお丸に

転勤して約半年になりました。釧路水試北辰

丸乗船中は公私共に、大変御世話様になりました。

心から御礼申し上げます。

振り返って見ますと、稚内水試より、釧路

水試北辰丸に赴任して来た時は家族同伴でした
が、家事都合により、釧路チヨンガ、約五年

間も踏ん張って過されたことは、釧路水試並
びに北辰丸の皆様方の御厚意あればこそ、大
過なく過されたことと存じます。函館に来て
一ヶ月位は家族に丁寧にされて顔色も良好で
したが、月日が経に従つてサービスも悪くチ
ヨンガ時代を思い浮べている次第です。

今年は全道的に暖いが、道南も気象台はじ
まって以来の天候のようです。今迄、夏負け
の経験は、不要でしたが、今回は充分味あい
ました。

道南方面のスルメイカは、近年にない程不漁
年ですが、今後共微力でありますと資源調査
に努力いたす所存です。

末筆になりましたが、皆様の御健康と釧路水
試と共に北辰丸の益々の御発展を祈念して御
挨拶と致します。

着任のご挨拶

漁業資源部漁業科長

佐 野 満 広

増殖部

伊 藤 義 三

四月一日付で釧路水試増殖部勤務を命ぜら
れ、栽培漁業センターから着任いたしました。

十数年間住みなれた鹿部を離れてから、早
いもので半年が経ちました。今回は初めての
転勤で、水試の仕事も初めての経験というこ
とで、着任以来不安と緊張の連続でしたが、
気候も良くなつた今日この頃やつと雰囲気だ
けはわかりかけてきたところです。

鹿部では十数年陸上の水槽の中で、(主に

ホッキガイについて)卵から子どもを育てる
という体験を積んでまいりましたが、道東の
広大な海の中で繰り広げられるダイナミック
な生物の営みの一端に触れ、そのスケールの
大きさに圧倒される思いがします。しかし、
そのような雄大な自然の中で漁業協同組合、
普及指導所をはじめ関係機関の皆様方が一体
となつて、浅海漁業生産の増大に向け努力さ
れている姿を見出し、微力ながらお役に立て
るよう専心努力しなければと思う毎日です。

今後とも皆様のご指導、ご鞭撻の程よろし
くお願い申し上げます。

してまいりたいと思います。

最後に、皆様方の一層の御指導、御鞭撻を
お願い申し上げ、あわせて着任のごあいさつ
と致します。

北辰丸操舵長

田 沢 祐 二

四月一日付で釧路水試勤務を命ぜられ、稚内水試北洋丸より着任し早半年が過ぎようとしています。稚内より釧路へ一步足を踏み入れた第一印象は、鮭、鱈、サンマ、イワシと毎日のように町中を運搬車が行き交う姿にさすが日本一の港町だナアと、ただ、ただ、驚きと戸惑いの一言につきません。

また、私にとって流し網調査という経験は、初めてであり北洋の荒波の中で、北辰丸の皆様には大変お世話になり感謝する所です。

二百海里時代の中、ますますきびしい漁業情勢と言われる今日、北辰丸乗組員の皆様とまた水試の皆様と一緒に一つとなつて一生懸命務めさせていただきますので、今後ともより一層の御指導、御鞭撻の程よろしくお願ひ申し上げます。

北辰丸甲板長

阿 部 岩 雄

風の街最北岬稚内から、霧の街水揚げ日本一を誇る釧路に転勤して早くも五ヶ月が過ぎました。着任早々北辰丸の一員として、二十数年振で太平洋サケ、マス資源調査に出港致し調査の方法、及び調査機器の種類も多くなり、戸惑いながらも無我夢中の第一航海の四

十八日でした。私としては今回の転勤に少々不安感がありました。私自身の成長のためには、良い機会を与えたと思っております。また道東の地は、もつとも北海道らしい自然が残っており、海の幸にも恵まれていると聞いておりますので折をみて各地をおとづれ味わう事を楽しみしております。着任のご挨拶もおくれましたが特に、船中での生活は職場であり、家族的な面もありますので人和を第一と心掛け水試職員の皆様と一体となって資源調査に努力したいと存じますので、今後共、ご指導ご鞭撻の程お願い申し上げ挨拶と致します。

北辰丸機関長

宮 下 高治郎

稚内では二度にわたり十六年間という長い間お世話になり、今年四月一日付でまた釧路（三度目の勤務）にお世話になりました。よく人からお前は釧路と稚内の定期航路だと言われますがその内訳は昭和三十六年釧路で光洋丸に新規採用、三十八年稚内で栄光丸を購入したと共に転勤、四十三年光洋丸の代船として北辰丸が建造された時にまた釧路にもどり、四十八年北洋丸建造時に稚内に送り返されそして今回三度目のおつとめになります。経歴を見てもわかるように新造船に二度も乗務しています。一度は新造船で働きたいとい

漁業資源部

吉 田 英 雄

うのが船員の夢なのですから二度も経験した私は運が良かったのだと思いますし、その経験は苦勞も伴いましたが私自身にとつて大変良い勉強になったと思います。そして、この経験を生かして微力ではありますが、今後とも職務に専心するつもりで居りますので何卒御指導御鞭撻の程よろしくお願ひ致します。

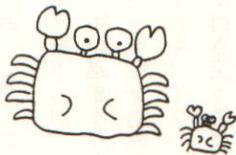
しかししながら、水産試験場の設備および研究職員の住宅はお世辞にも誉められたものでなく、書斎すら満足に作ることのできない状況で、この様な中で研究業績をあげられてきた先輩諸兄に敬意を表したいと思いました。今私の悩みは、極めて複雑化した水産業あるいは水試の仕事の中で、自分の仕事を含めた日常業務がどんな意味を持っているのかという疑問です。

とにかく、今年一年はしやにむに仕事にま

い進するつもりですので、よろしくお願ひ申し上げます。

増殖部

高 谷 義 幸



本年四月一日付で道職員に採用され、釧路水試に赴任いたしました。水試の中で自分が何をすればいいのか、何ができるのかもよくわからぬうちに六ヶ月が過ぎました。半年たつた今でも仕事の内容がつかめずに右往左往している毎日ですが、少しでも北海道の水産業のためにお役に立てればと考えておりますので、今後とも皆様の御指導、御鞭撻の程よろしくお願いいたします。

寄り昆布

「北海道昆布漁業略年表」は、コンブの生産や流通を調べる上で重要な資料となることでしょう。次号にも続きが載る予定です。

◇ 表紙の写真は、現在、釧路市仲浜町に建設中の当水試分庁舎としての加工研究施設です。主要建築物の構造、規模及び備品等について解説しましたが、太平洋地域に対応する水産物加工技術高度化及び加工技術開発に関する試験研究のため、装いを新たに明春スタートします。

(写真提供 村田 明)

◇ 前五十三号にご寄稿下さいました荒澤勝太郎氏は、この度、釧路市文化賞をお受けになることが決定しました。氏は、昭和十三年以来、著作活動、創作、作詞活動を続け、数多くの著書、写真集を出版されました。特に釧路湿原の自然と植物を体系的に整理した業績が高く評価され、栄えある受賞となりました。ここに心からお祝い申し上げます。

◇ 桜井基博氏の随想「私と水産試験場」
一その四一は、氏のご都合により今回も休ませて頂きます。次号に期待いたします。

釧路水試だより 第54号

発行年月日 昭和六十一年十月二十五日

編集委員 高杉新弥・金子博実・中村淳

吉田英雄・高谷義幸

发行人 田沢伸雄

発行所 釧路市浜町二の六

北海道立釧路水産試験場
電話 〇一四一三一六三一

印刷所 釧路総合印刷株式会社